

公 告

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項：(1)

品名(件名)	履行場所(引渡場所)	履行期間
塵埃収集運搬の部外委託他1件	航空自衛隊入間基地	令和5年4月3日～令和6年3月31日

(2) 入札等説明会： 無

2 入 札 日 時： 令和5年3月27日(月)14時00分

3 入 札 場 所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 入札室

4 参 加 資 格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上及び
競争参加地域「関東・甲信越」の資格を許可されている者

(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定方式等： 総額決定(予定総額)

(同価入札がある場合、予決令第83条に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。なお、郵便入札の場合、入札事務に関係のない職員が代って実施する。)

6 入 札 方 法：(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(処理手数料については、狭山市が定める廃棄物処理手数料の金額(非課税)のため除く。)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額と処理手数料(狭山市が定める廃棄物処理手数料の金額(非課税))を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入札対応措置について
(令和3年1月6日)に基づき、郵便入札のみの受付とする。

配達記録を有する手段により、令和5年3月24日(金)12時必着とする。

7 保 証 金 等： 入札保証金 … 免除 契約保証金 … 免除

(ただし、入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。)

8 入 札 の 無 効： 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書等作成の必要の有無： 有

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約条項

役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

11 契約条項を示す場所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 事務室

12 そ の 他：(1) 契約の際には、消費税及び地方消費税を除いた価格で定め、請求金額が確定した段階で消費税及び地方消費税を計上する。この場合、1円未満の端数を切り捨てる。

(2) 入札参加希望者は、入札の開始前までにその旨を(4)の連絡先まで通知すもに、資格決定通知書の写し、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出すること(FAX可)。

(3) もやすゴミについては、要求部隊(基地業務群本部及び業務隊)ごと別々に収集し、作業実施記録表をそれぞれの部隊に提出するものとする。

(4) 本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、会計隊担当者まで照会されたい。

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊入間基地 会計隊契約班(担当： 忽那)

電話： 04-2954-0954(直通) FAX： 04-2952-5267

(5) 仕様書の内容等に係る質問は、要求元担当者に照会されたい。

・入基LPS-X-10115-1 担当：加藤(基群本部)電話：042-953-6131(内線：2903)

・入基LPS-X-10248-3 担当：米良(基群業務隊)電話：042-953-6131(内線：2701)

入札書

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月27日

契約担当官

航空自衛隊中部航空警戒管制団

会計隊長 樺島 俊幸 殿 住所
会社名
代表者名

品名 (件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
履行期間	令和5年4月3日～令和6年3月31日				
履行場所 (引渡場所)	航空自衛隊入間基地				
塵埃収集運搬の部外委託 他1件 (内訳)	内訳のとおり				
1 塵埃収集運搬の部外委託 (基地業務群本部)					
もやすごみ	仕様書のとおり	Kg	160,000		
資源ごみ (缶・ビン)	〃	Kg	20,000		
資源ごみ (ペットボトル)	〃	Kg	10,000		
資源ごみ (シュレッダーごみ)	〃	Kg	120,000		
資源ごみ (金属屑)	〃	Kg	2,000		
処理手数料 (非課税)	〃	Kg	160,000	24	3,840,000
小 計					
2 塵埃収集運搬の部外委託 (業務隊)					
もやすごみ	仕様書のとおり	Kg	50,000		
処理手数料 (非課税)	〃	Kg	50,000	24	1,200,000
小 計					
合 計					
入札金額 (予定総額)	¥				

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	塵埃収集運搬の部外委託	入基LPS-X-10115-1	
		承認	平成22年 2月26日
		作成	平成22年 2月25日
		改正	令和3年 3月15日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	中警団基地業務群本部		

1. 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地において排出される塵埃（以下「ごみ等」という。）の収集運搬の部外委託（以下「役務」という。）について規定する。

2. 一般事項

2. 1 本仕様書によるほか、次の法令等を遵守し、適切に実施すること。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成8年法律第48号）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 使用済小型電子機器等、再資源の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- その他関係法令

2. 2 本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。

2. 3 本役務の実施にあたっては、安全に留意し実施するものとする。

- 本役務の事故については契約相手側の責において処理するものとする。
- 基地内の施設及び既設設備等に損傷を与えた場合は、契約相手側の責により回復しなければならない。

2. 4 本役務の実施にあたっては、役務実施区域外への立入を禁止する。

3. 役務に関する要求

3. 1 入間基地内のごみ収集所に集積されたごみ等を、塵埃収集車等に積み込み、入間基地から狭山市の指定する場所に運搬するものとする。収集を実施するごみ収集場所は別紙第1のとおり。ただし専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）は契約相手方提携のリサイクル業者へ運搬することを妨げない。

3. 2 ごみ等の種類及び年間予定数量は、別紙第2のとおり。

3. 3 作業日程等

- a) もやすごみ 原則として週2回
(火曜日及び金曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。)
- b) 資源ごみ(缶・ビン) 原則として週1回
(月曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。)
- c) 資源ごみ(ペットボトル) 原則として月2回
(第1及び第3木曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。)
- d) 資源ごみ(シュレッダーごみ) 原則として週1回
(水曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。)
- e) 資源ごみ(金属屑) 原則として月1回
(第4木曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。)
- f) ごみの収集は収集日に行うものとする。ただし、量の多い場合はそのつど発注する。
- g) 土曜日、日曜日及び祝祭日並びに、年末年始の12月29日から翌年の1月3日までの間は、実施しない。
- h) 収集時間は、原則として午前8時30分からとする。

3. 4 契約相手側は、作業実施記録表(別紙第3)を作成するとともに、狭山市が発行するごみ処理計算表とともに、作業終了後官側に提出するものとする。ただし専ら再生利用の目的となる一般廃棄物となる一般廃棄物を契約相手方提携のリサイクル業者に運搬した場合は、契約相手方提携のリサイクル業者が発行するごみ処理計算表を作業終了後官側に提出するものとする。

4. 検査

検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

5. その他の事項

5. 1 基地内共通事項

契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官(以下「監督官等」という。)の指示に従わなければならない。

- a) 契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
- c) 契約相手方は、基地内において役務履行で必要な場所以外への対置入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- d) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約相手方は、基地内における写真撮影について契約役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- f) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていない及びウイルス対策ソフトがインストールされているパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

5. 2 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手側が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

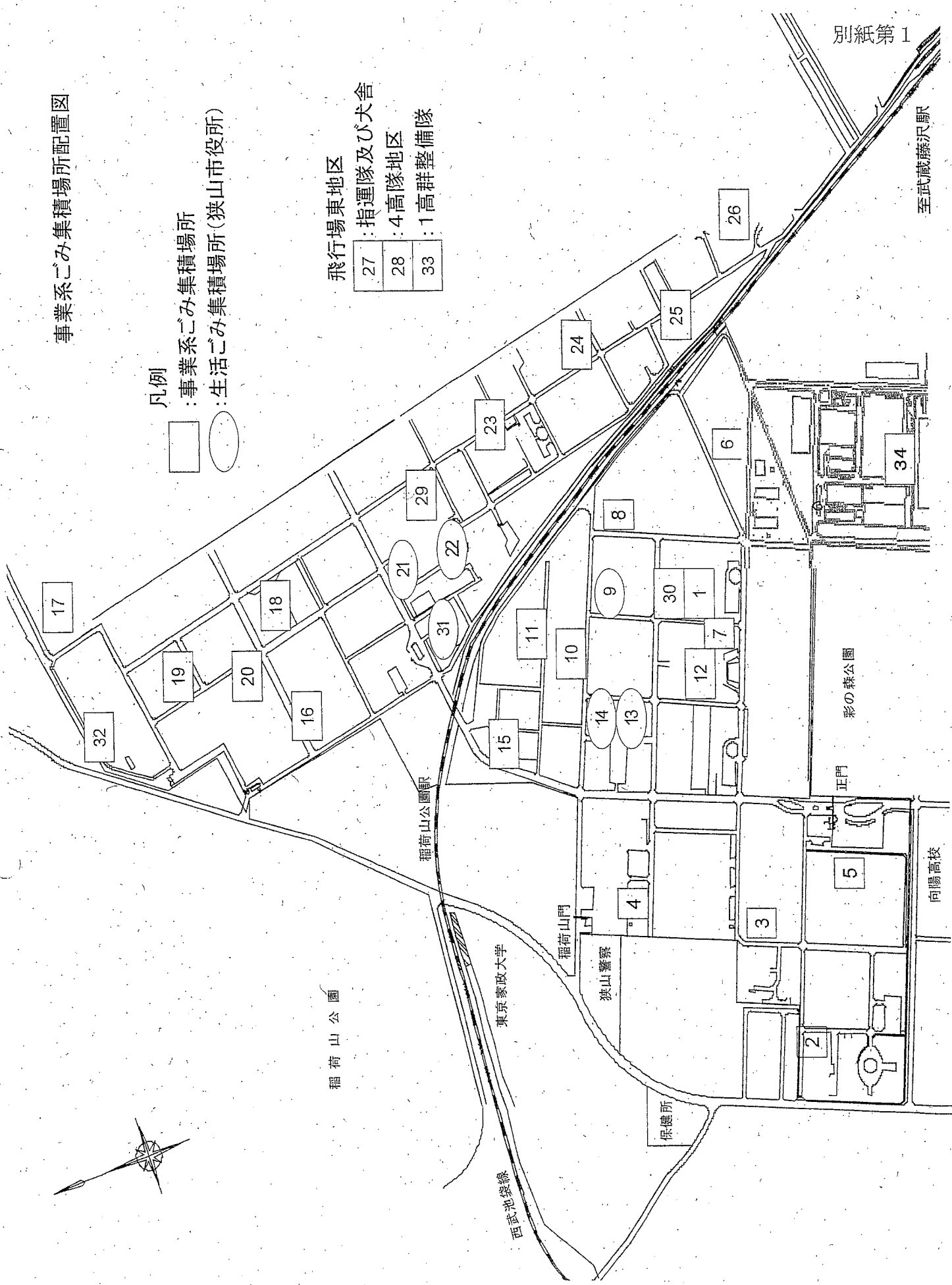
事業系ごみ集積場所配置図

凡例

- : 事業系ごみ集積場所
- : 生活ごみ集積場所(狭山市役所)

飛行場東地区

27	: 指運隊及び犬舎
28	: 4高隊地区
33	: 1高群整備隊



飛行場地区集積場(3力所)

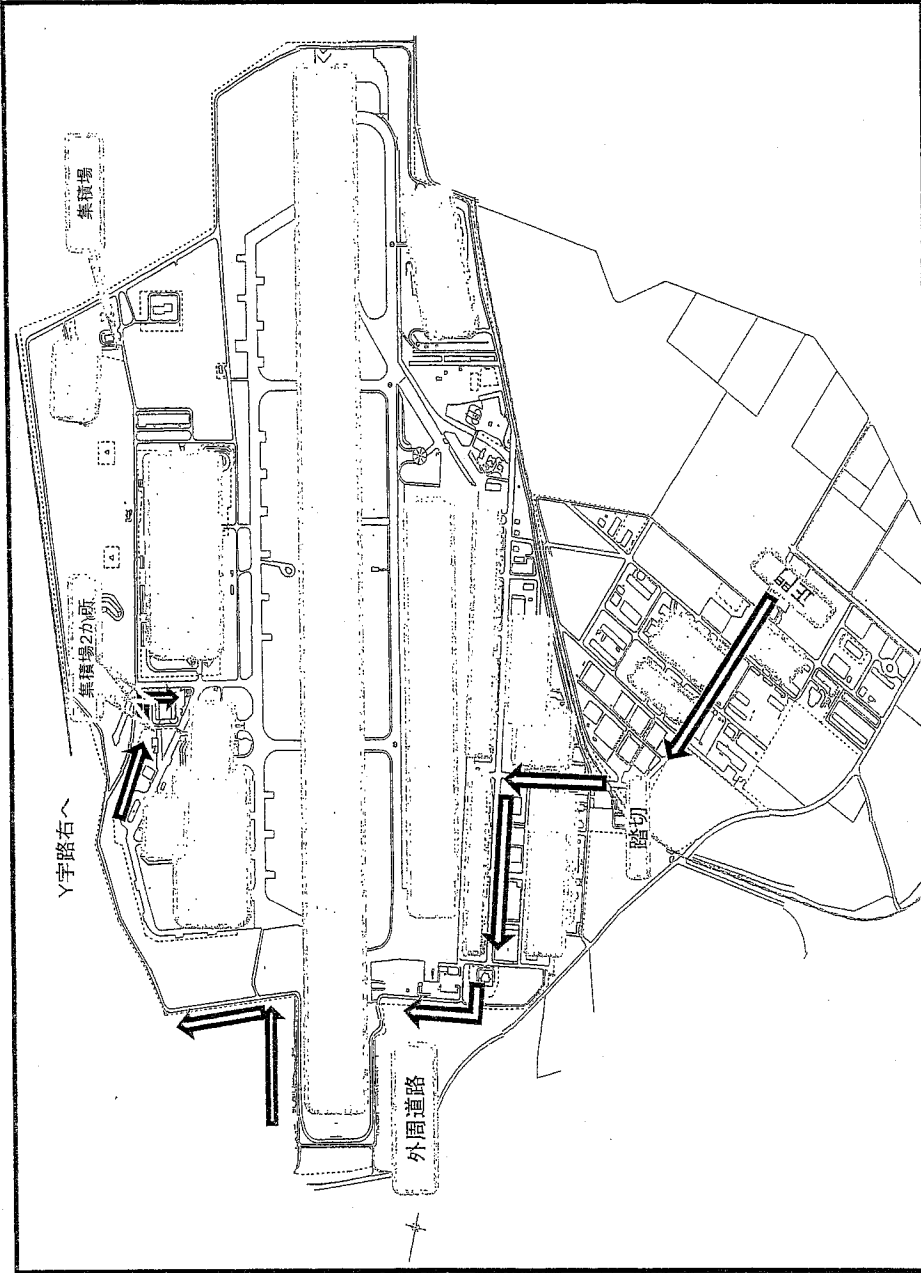
凡例

: 事業系ごみ集積場所

: 生活ごみ集積場所(狭山市役所)

飛行場東地区

27	: 指運隊及びび犬舎
28	: 4 高隊地区
33	: 1 高群整備隊



ごみ等の種類及び年間予定数量

分別	品 目
もやすごみ	生ごみ(残飯類、茶殻類)、食品包装容器等(弁当箱等)、 再生できない紙類(感熱紙、油紙など) 年間予定数量:160,000kg
資源ごみ	缶、ビン 年間予定数量:約20,000kg
	ペットボトル 年間予定数量:約10,000kg
	シュレッダーごみ 年間予定数量:120,000kg
	金属屑(ファイルの留め具、金属製クリップ、カッター刃、釘類) 年間予定数量:約2,000kg

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	塵埃収集運搬の部外委託	入基LPS-X-10248-3
		承認 平成27年 1月23日
		作成 平成27年 1月23日
		改正 令和 4年 1月14日
		令和 5年 3月 2日
作成部隊等名	中警団基群業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地給養小隊 [以下 (給養小隊) という。] において排出される塵埃 [以下 (もやすごみ等) という。] の収集運搬の部外委託 [以下 (役務) という。] について規定する。(付図1, 2)

2 一般事項

2.1 本仕様書によるほか、次の法令等遵守し、適切に実施すること。

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- b) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
- c) 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号)
- d) 使用済小型電子機器等、再資源の促進に関する法律 (平成24年法律第57号)
- e) その他関係法令

2.2 本役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。

2.3 本役務の実施にあたっては、安全に留意し実施するものとする。

- a) 本役務の事故については契約の相手方の責において処理するものとする。
- b) 基地の施設及び既設設備等に損傷を与えた場合は、契約の相手方の責により回復しなければならない。

2.4 本役務の実施にあたっては、役務実施区域外への立入りを禁止する。

3 役務に関する要求

3.1 給養小隊のごみ収集所に集積されたもやすごみ等を、塵埃収集車等に積み込み、入間基地から狭山市の指定する場所に運搬するものとする。収集を実施するごみ集積所は付図1, 2のとおり。

品名又は件名	塵埃収集運搬の部外委託
--------	-------------

3.2 もやすごみ等の種類

もやすごみ等の種類は、生ごみ等（残飯、残飯を乾燥させた物、茶殻等）、食品包装容器等（ビニール袋、牛乳パック、使い捨て容器、弁当箱等）、再生できない紙類等（感熱紙、油紙等）とする。

3.3 年間予定数量

約50,000kgとする。

3.4 作業日程等

- a) 原則として週2回（火曜日及び金曜日とし、祝祭日の場合は別に示す。）
- b) ごみの収集は収集日に行うものとする。ただし、量の多い場合はその都度収集する。
- c) 土曜日、日曜日及び祝祭日並びに、年末年始の12月29日から翌年の1月3日までの間は、実施しない。
- d) 収集時間は、原則として午前8時30分からとする。

3.5 規約の相手方は、作業実施記録（付紙）を作成するとともに、狭山市が発行するごみ処理計算表とともに、作業終了後官側に提出するものとする。

4 検査

検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

5 その他の事項

5.1 基地内共通事項

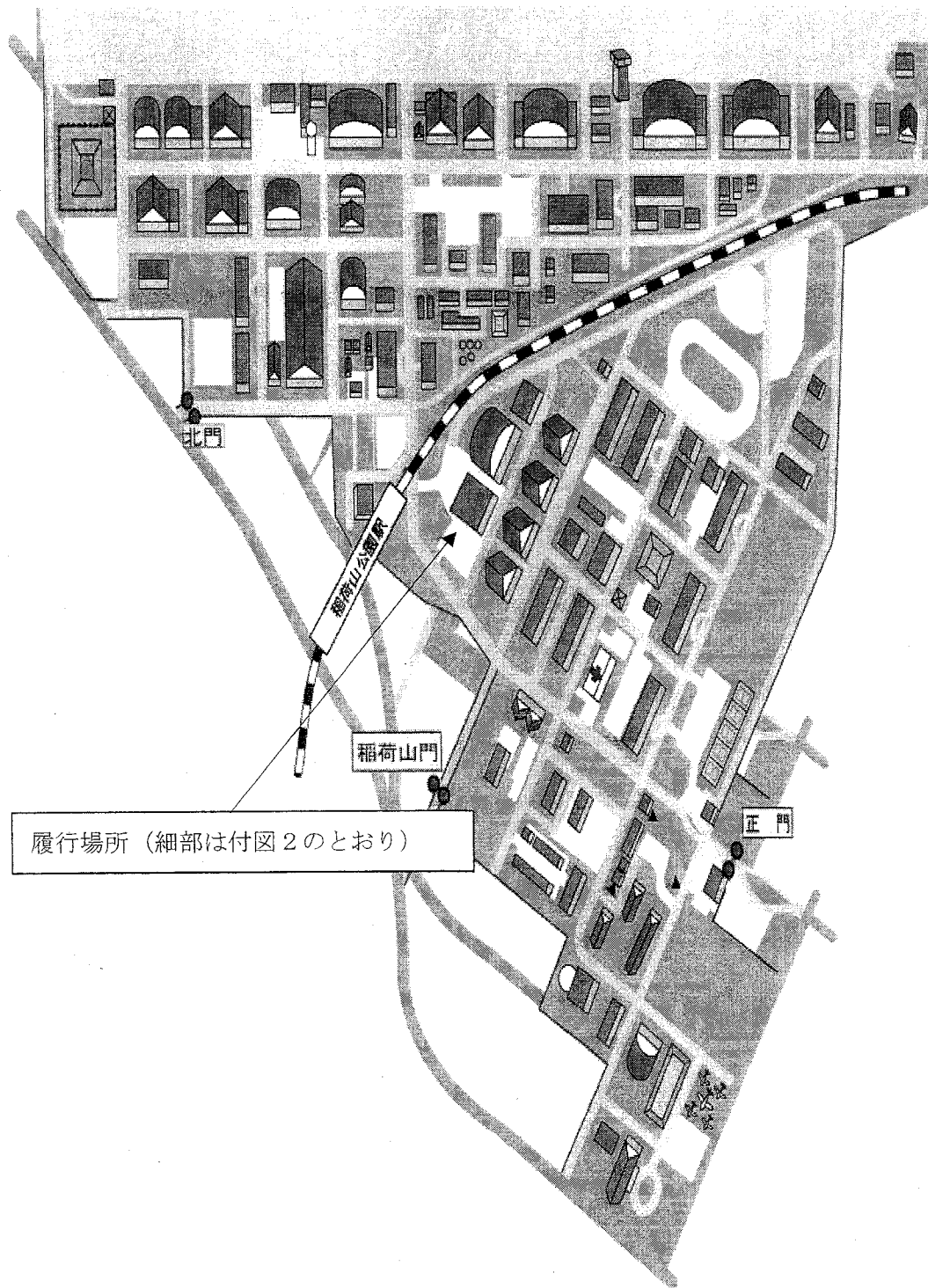
契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は検査官の指示に従わなければならない。

- a) 契約の相手方は、納入の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、基地司令等の許可を受けるものとする。
- c) 契約の相手方は、基地内において収集の現場において必要以外の場所に立ち入りは行わないほか、細部は検査官の指示に従うものとする。
- d) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約の相手方は、基地内における写真撮影について納品に必要な場合及び内容のみとし、検査官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、検査官へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- f) 契約の相手方は、納品に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

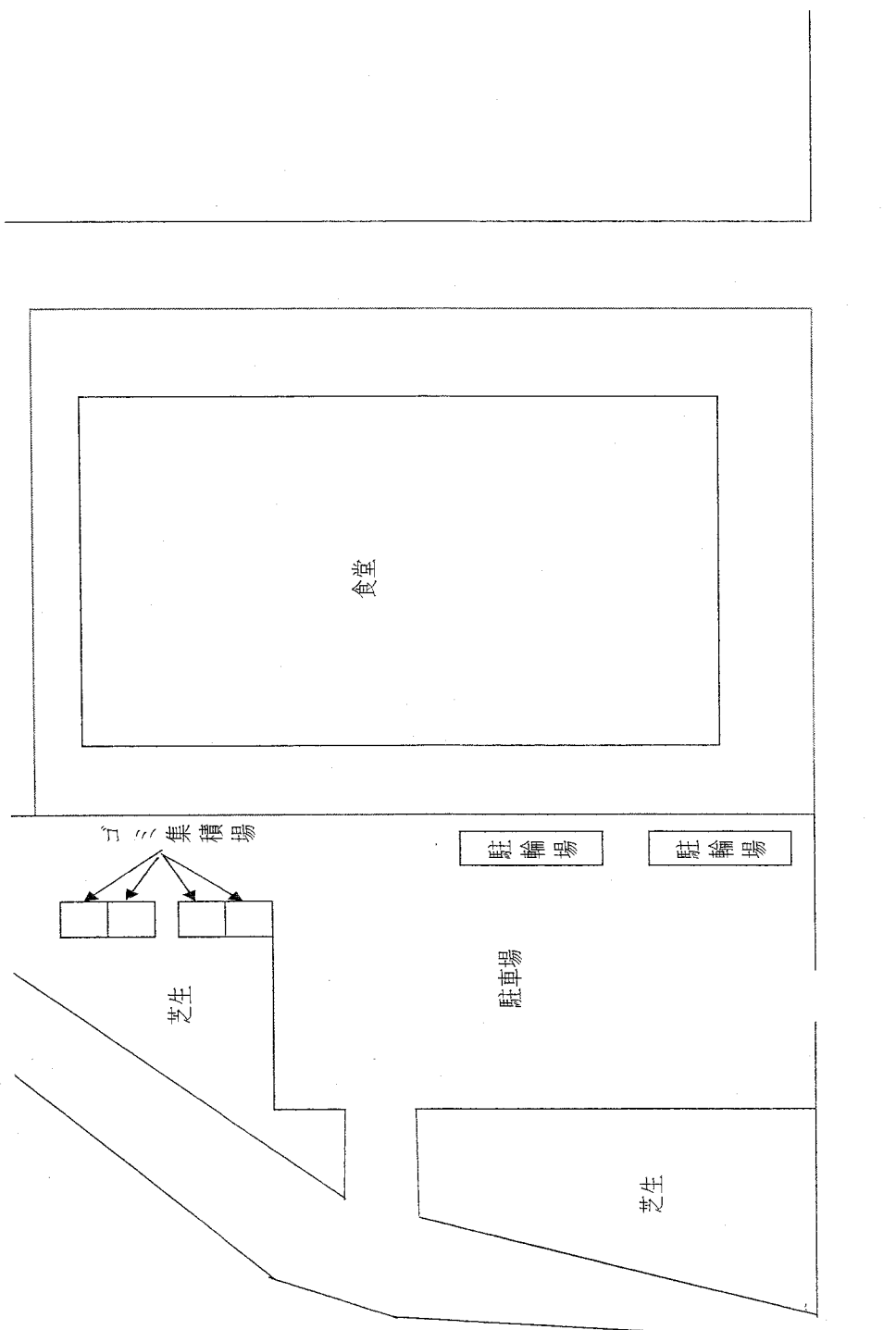
品名又は件名	塵埃収集運搬の部外委託
--------	-------------

5.2 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。



付図1 - 案内図



付図2-ゴミ集積場配置図